

入札参加資格者指名停止措置概要

商号又は名称	代表者	住 所	停止期間
有限会社伸洋工業	代表取締役 石川 耕三	松江市黒田町87-4	令和7年3月20日から 令和7年4月19日まで (1箇月)

事 実 概 要	(有) 伸洋工業は、令和6年5月14日に松江市江島港の物揚場において、散乱するおそれのある捨て石を着岸中のしゅんせつ船に積み込むにあたり、これが水面に脱落するのを防ぐために必要な措置を行わずに作業を行った。 このことが、港則法第23条2項、第54条2項1号及び第56条に違反することから公訴の提起をされ、令和7年2月26日付で松江簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
指名停止の理由	「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」別表第2 第10号に該当 (不正又は不誠実な行為) 10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 「松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱」別表 第12号に該当 (不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品の売買等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。
備 考	